

ペット面会に関する覚書

株式会社リベルケア

入居者およびそのご家族(以下「乙」という。)は、
ペット面会に関し、以下のとおり覚書を締結する。

第1条(目的)

本覚書は、ペット面会の実施にあたり、安全確保および施設運営の円滑化を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(面会の許可)

1. ペット面会は、甲の事前許可を得た場合に限り実施できるものとする。
2. 甲は、入居者の状態、他の入居者および職員への影響、施設運営上の必要性等を総合的に判断し、面会の可否を決定する。
3. 乙は、甲の判断に対し異議を申し立てないものとする。

第3条(共用部の利用)

1. 共用部では、ペットはケージまたはキャリーケースに入れること。
2. 収容困難な場合は事前協議のうえ指示に従うこと。
3. 放し飼いは禁止とする。

第4条(損害)

汚損・破損があった場合は乙が弁償する。

第5条(アレルギー等)

アレルギー等により面会を制限する場合がある。

第6条(面会中止)

職員判断で即時中止できる。

以上

署名欄

入居者氏名: _____

ご家族氏名: _____

署名日: ____年____月____日